



平成21年5月15日

各 位

会社名 エス ペ ッ ク 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 進 信義
(コード番号 6859 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員 廣 信義
(TEL. 06-6358-4741)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月24日開催予定の第56回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日付で施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第11条(株式取扱規則)について所要の変更を行い、現行定款第6条(株券の発行)を削除し、現行定款第7条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものであります。
 - ② 「実質株主」および「実質株主名簿」は、株券電子化以前の制度上の語句であり、根拠法令でありました「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第9条(単元未満株主の売渡請求)、第12条(株主名簿管理人)について所要の変更を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化と充実を図るため、現行定款第26条(代表取締役および役付取締役)に役付取締役として、新たに専務取締役および常務取締役を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p><u>第6条</u> (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第7条</u> ↳ (条文省略)</p> <p><u>第8条</u></p> <p><u>第9条</u> (单元未満株主の売渡請求) 当社の单元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</p> <p><u>第10条</u> (条文省略)</p> <p><u>第11条</u> (株式取扱規則) 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、单元未満株式の買取りおよび売り渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第12条</u> (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 ③当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第6条</u> ↳ (現行どおり)</p> <p><u>第7条</u></p> <p><u>第8条</u> (单元未満株主の売渡請求) 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</p> <p><u>第9条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第10条</u> (株式取扱規則) 当社の单元未満株式の買取りおよび売り渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第11条</u> (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第 <u>13</u> 条</p> <p>↳ (条文省略)</p> <p>第 <u>25</u> 条</p> <p>第 <u>26</u> 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 ②代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 ③取締役会の決議によって取締役社長1名を選定する。</p> <p>第 <u>27</u> 条</p> <p>↳ (条文省略)</p> <p>第 <u>52</u> 条</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 <u>12</u> 条</p> <p>↳ (現行どおり)</p> <p>第 <u>24</u> 条</p> <p>第 <u>25</u> 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 ②代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 ③取締役会の決議によって取締役社長1名、<u>専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</u></p> <p>第 <u>26</u> 条</p> <p>↳ (現行どおり)</p> <p>第 <u>51</u> 条</p> <p>附則</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 <u>3</u> 条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除するものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月24日 (水曜日)

定款変更の効力発生日 平成21年6月24日 (水曜日)

以 上